

飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業 よくある質問＜Q&A＞

制度全般	Q1	「消費者還元サービスを実施すること」とあるが、どのようなことを行うことか？
	A1	<p>消費者のテイクアウト・デリバリー（出前）利用の促進につながるような販売商品の割引や、商品に追加でサービス品をつける等の消費者にとってお得な条件で商品の販売を行うことです。</p> <p>例1《特別価格での商品販売》</p> <p>①テイクアウト販売価格が700円のお弁当を500円で販売する。</p> <p>例2《商品に追加でサービス品を提供》</p> <p>①デリバリーを2,000円以上注文した場合に300円相当のサイドメニューをサービスでつける。</p> <p>②通常のテイクアウト販売価格が、1,000円以上の商品を注文した場合に、200円相当のデザートをサービスでつける。</p> <p>上記の2つの例と異なる消費者還元サービスについては、補助対象とならない場合がありますので、コールセンターまで事前相談をお願いします。</p>
制度全般	Q2	補助対象経費の「消費者還元金額相当に当たる費用」とは？
	A2	<p>・商品の割引販売をした場合の、商品定価と割引後価格との差額のことで</p> <p>・サービス品を追加でつけた場合は、そのサービス品の価格のことで</p> <p>上記A1の事例でいうと、</p> <p>「例1《特別価格での商品販売》①」の場合 定価700円－割引後販売価格500円 ＝差額200円が消費者還元金額相当分（＝区による補助対象額）</p> <p>「例2《商品に追加でサービス品を提供》①」の場合 サービス品販売価格300円が消費者還元金額相当分（＝区による補助対象額）</p> <p>「例2《商品に追加でサービス品を提供》②」の場合 サービス品販売価格200円が消費者還元金額相当分（＝区による補助対象額）</p> <p>【注意事項】</p> <p>《特別価格での商品販売》の場合 ⇒商品定価と割引後価格との差額が1,000円までのものを本事業の補助金の対象とします。また、本体価格が無料になる場合には本補助金の対象外となります。</p> <p>《商品と一緒にサービス品を提供する》の場合 ⇒商品よりも高額なサービス品は対象外となります。</p>
補助対象要件	Q3	もともとテイクアウトやデリバリーのみで商品を販売しているが、対象になるか？
	A3	東京都の営業時間短縮の要請を受ける等、新型コロナウイルス感染拡大状況下で影響を受けている飲食店に対して支援を行う事業であるため、もともとがテイクアウトやデリバリーのみの場合には対象になりません。
補助対象要件	Q4	本社は文京区外にあるが、店舗を文京区内に2つ持っている。対象になるか？
	A4	飲食店舗が文京区内にあれば対象になります。また、要件を満たしていれば、店舗ごとに申請が可能です。（※申請は1店舗1回のみ）

飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業 よくある質問 <Q & A>

補助対象要件	Q 5	令和3年1月～3月まで実施していたテイクアウト・デリバリー支援事業補助金第1弾に申請した店舗は、今回の第2弾の対象となるか？
	A 5	対象となります。(※申請は1店舗1回のみ)
補助対象要件	Q 6	・テイクアウトやデリバリーを今までやっていなかったが、新たに始めようと思っている。この場合にも対象になるか？ ・新たにテイクアウトやデリバリーを実施する場合の経費についての助成制度はないか？
	A 6	・テイクアウトやデリバリーを新たに始める飲食店についても、申請要件を満たしていれば対象になります。(※実績報告書に記載する際の定価の欄には、商品の販売予定価格を記入してください。) ・新規導入の際の助成については、東京都の業態転換支援の助成金制度があります。詳細は東京都中小企業振興公社のホームページをご覧ください。
消費者還元サービス	Q 7	全てのメニューについて割引等の消費者還元サービスを行う必要がありますか？
	A 7	割引等の消費者還元サービスの実施が一部商品のみでも補助対象となります。
消費者還元サービス	Q 8	持ち帰り弁当の大盛りを追加料金100円で販売しているが、それを「大盛り無料」で提供することにした場合、この補助の対象となるか？
	A 8	通常は大盛りを追加料金をもらって販売しているテイクアウト・デリバリー商品について、大盛り無料のサービスを行う場合には、本事業の補助対象となります。※実績報告書の「(3) その他の消費者還元策を実施した場合」欄に記入(記入例を参考にしてください。)して申請してください。
消費者還元サービス	Q 9	お客様へのクーポン券の配布やポイントの付加も対象になるか？
	A 9	今回の支援補助金は、消費者にその場で即還元されるサービスを対象としますので、クーポン券やポイントの付加については対象となりません。
消費者還元サービス	Q 10	消費者還元サービスを周知したことが分かる書類を提出する必要があるが、サービスをどのように周知すればよいか。
	A 10	店舗のホームページやSNS、ポスター、チラシ、店内POPなどで消費者還元サービスの内容をお客様向けへ周知してください。 商品割引を行う場合は、商品の定価と割引後の価格が分かるように周知してください。サービス品を提供する場合は、サービス品の内容、提供方法を具体的に周知してください。
補助対象経費等	Q 11	民間のデリバリー事業者を使ってデリバリーを実施しているが、対象となるか？
	A 11	民間のデリバリー事業者を利用しても対象になります。ただし、あくまでも消費者還元金額相当分を補助するもので、デリバリー事業者への手数料等は補助の対象にはなりません。
補助対象経費等	Q 12	割引等のサービスは実施していないが、容器等の消耗品購入経費を申請できるか？
	A 12	容器等の消耗品購入経費を申請できるのは、今回の補助事業対象期間(令和3年6月1日～8月15日(※期間を延長しました))に消費者還元サービスを実施した店舗に限ります。対象となるのは、6月1日から8月15日まで(※期間を延長しました)に購入した経費です。容器等を購入する際は、環境に配慮したものを購入いただくよう、ご協力お願いいたします。

飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業 よくある質問＜Q＆A＞

補助対象 経費等	Q 1 3	容器等の消耗品購入経費として申請できるのは、容器の購入経費のみか？
	A 1 3	容器、箸、持ち帰り用の袋などで、テイクアウトやデリバリーで消費者に商品を提供する際に必要となるものが補助対象となります。
補助対象 経費等	Q 1 4	容器代を購入する際にかかる配送料、振込料等の手数料は対象となるか？
	A 1 4	対象となりません。
補助対象 経費等	Q 1 5	容器をネット通販サイトで購入し、クレジット決済のため領収書がない。何の書類を提出すればよいか。
	A 1 5	注文商品、金額、決済完了日（又は注文確定日）がわかる画面をコピーし、ご提出ください。
補助対象 経費等	Q 1 6	容器の購入経費を申請する場合、領収書ではなく、納品書の提出で足りるか。
	A 1 6	令和3年6月1日から8月15日までの期間中に購入したことを確認するため、納品書ではなく領収書原本の提出をお願いします。また、領収書とは別に、購入内容の内訳が分かるレシート等がある場合は、合わせてご提出ください。